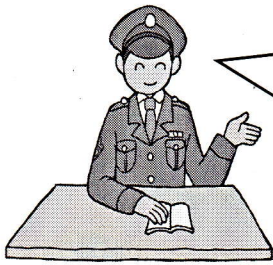


猟銃等所持者に対する申出制度について



- 銃砲刀剣類に関する不安等がある場合には、
- ◆ 大台警察署生活安全課、交番、駐在所
 - ◆ 三重県警察本部生活安全部生活安全企画課
(059-222-0110)
 - ◆ 警察相談専用電話(#9110)
- あてにご連絡ください。

平成21年6月1日から、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成20年法律第86号)の一部が施行され、「都道府県公安委員会に対する申出制度」が設けられました。

この制度により、猟銃・空気銃等の銃砲や刀剣類を持っている人が、

- ◆ 人に危害を加えるおそれがある
- ◆ 公共の安全を害するおそれがある
- ◆ 自殺をするおそれがある

と思われるときは、三重県公安委員会に対し、その旨を申し出ることができるようになりました。

○ 申出の方法等

口頭、電話、メール、FAX等方法を問いません。

○ 申出の対象

同居している人、近隣に住んでいる人、職場の同僚で、猟銃・空気銃等の銃砲や刀剣類を持っている人

○ 受理後の措置

申出事実の確認をするため必要な調査をして、適正に措置します。

